

— 法令の改定によるテキストの補追 —

法令改定による基本テキストの 変更箇所(交際費・会議費)【基本】

対象： **基本**

『コンピュータ会計 基本テキスト』では、P94, P97, P100で「交際費」と「会議費」の項目を説明しています。

ここでは、この2つの勘定科目について補追説明するとともに、税法の改正によりテキスト本文の「会議費」に関する変更箇所について説明します。

目 次

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 「会議費」とは | 1 |
| 2. 「交際費等」とは | 2 |
| 3. 法令の改定による基本テキストの変更 | 3 |

1. 「会議費」とは

「会議費」とは、会議の開催に伴って必要となる支出です。会議の出席者は、社内の役員・従業員や社外の得意先、仕入先などの事業の関係者がすべて含まれます。つまり、社内会議と得意先、仕入先との会議を区別する必要はありません。

会議や打合せの際に必要な支出なので、会計上は「会議費」として損益計算書の「販売費および一般管理費」に費用計上され、税法上も「損金（注1）」として扱われます。

「会議費」の具体的な例は、次の通りです。

- 会議で提供するお茶代、茶菓子代、弁当代などの飲食費
- 会議の資料を作成するための作成費用
- 会議を開催するための会場使用料（室料）

なお、飲食を伴う社内会議の場合、多少の打合せがあった場合でも従業員の慰安のために支出された意味合いが強ければ「福利厚生費」として会計処理します。たとえば、簡単な業務打合せの後に行われた忘年会などの費用は、慰安の意味合いが強いです。

また、会議に伴って飲食支出がある場合、飲食費も「会議費」として会計上処理され、原則として全額が「損金算入」として扱われます。

飲食にかかった支出を会議費として費用計上する場合は、領収書のほかに「会議の出席者の名簿や出席者人数、相手先社名などの情報、簡単な会議内容、飲食店の名称や住所を領収書（レシート）と併せて備忘録として記録しておくといいでしょう。損金として無条件に認められるわけではないので、記録に残して保管することが大切です。

社内のランチミーティングなどで飲食を伴う場合は、その支出金額が一般的・常識的な範囲であることが大切です。

なお、2.「交際費等」のところの説明しますが、社外の得意先、仕入先などの事業の関係者が出席した会議で飲食を伴う場合は、飲食のために支出した金額を参加した人数で割って計算した金額が10,000円以下であれば、交際費等に含めるのではなく、会議費として計上することができます。

会議で飲食のために支出した金額が1人あたり10,000円を超えてしまう場合は、その支出が会議の付随的な支出であっても「交際費等」として処理をする必要があります。

注1：「損金算入」・「不算入」について

会社の法人税の計算は、決算書を基礎にして税額を計算します。会計上の収益から費用を差し引いた利益額に対して、税法上で認められる収益を「益金」に、費用を

「損金」に置き換えて再計算し、税法上の利益額である課税所得を算定します。この課税所得に税率をかけて税額を算定します。

「損金不算入」とは、会計上「費用」であっても、税務上は「損金」として扱わないことを意味します。逆に「損金算入」とは、会計上の費用で税法上も「損金」として扱われるものと、会計上は費用ではなくても税法上は「損金」として扱われるものがあります。

2. 「交際費等」とは

「交際費等」とは、会社の得意先や仕入先、事業の関係先に対して飲食を伴う接待や慰安、贈答などのために支出する費用で、社外の関係者を含む場合に限って計上する費用項目です。

具体的には、取引先や仕入先との会食の支出やお中元、お歳暮の贈答のための支出のほか、取引先や仕入先をゴルフや旅行などに招く費用も含まれます。

一方、交際費等にならない例としては、従業員の慰労のための社内行事や販売促進として年末に配布するカレンダーや手帳、タオルなどを用意するために支出した費用などです。これらの費用は、「福利厚生費」や「広告宣伝費」として処理します。

つまり、支出の相手先が事業の関係者であること、支出が接待、もてなし、慰安、贈答などの行為に該当すること、そして、事業関係者との親睦を深めて円滑な取引関係を図ることが支出の目的であることです。

ここで注意が必要な事例として、社外の事業関係者と飲食を伴う打合せを行った場合、「会議費」なのか、「交際費等」なのか、という判断です。もちろん、「交際費等」で処理する場合は、その打合せが何のために開催されたのか、を確認する必要があります。上述の要件に該当しない支出は「交際費等」以外の勘定科目で処理しなければなりません。

一方で、社外の事業関係者と飲食を伴う面談の場合、現在、1人あたり10,000円以下であれば「会議費」として処理し、10,000円を超える場合には「交際費等」として処理をすることになりました。

この1人あたりの金額判定については、消費税の納税義務者の場合、「税込経理」を採用している場合には税込10,000円で判定し、「税抜経理」を採用している場合には税抜10,000円で判定します。

法人税法上、「交際費等」は、原則として損金不算入です。つまり、税法上は費用として経費計上が認められていません。しかし、次に説明するとおり、法人の区分によって一定の金額まで損金に算入することが認められています。

【接待交際費の損金不算入制度とその特例】

「交際費等」の支出額は、法人税法では原則として全額が損金不算入（経費にならない）とされます。しかし、中小法人を中心に企業活動をする上でやむを得ない接待交際費について、税負担を緩和するために租税特別措置法による特例が設けられています。

具体的には次の3区分に分かれます。

<中小法人（資本金1億円以下など）>

次のいずれか有利な方法を選択できます。

- ①年間800万円までの交際費等を全額損金算入する
- ②交際費等のうち接待飲食費（社外の者との飲食費）の50%相当額を損金算入する

<大企業（資本金1億円超の法人等）>

接待飲食費の50%に限り損金算入が認められます。それ以外の交際費等は原則どおり全額が損金不算入です。

<資本金100億円超の大企業>

交際費等は全額損金不算入として扱われ、経費として計上することはできません。

この特例措置には適用期限が設けられており、令和9年3月31日までに開始する事業年度まで特例の適用が継続されています。中小法人は、2027年3月末までに開始する事業年度で年間800万円まで損金算入か、接待飲食費のうち50%相当額を損金算入することができます。

3. 法令の改定による基本テキストの変更

『コンピュータ会計 基本テキスト』では、P94、P97、P100で「交際費」と「会議費」の項目を説明しています。

P100では、「交際費等」次のように説明しています。

交際費は、会計上、全額費用として認められますが、①法人税法では一定の要件のもとに限度額が定められており、限度額を超えると法人税の課税対象となるので、注意が必要です。まぎらわしい項目としては、得意先社員との打合せや会議の際に支払った少額の飲食費があります。これらの費用は②1人あたり5,000円以下であれば、会議費として扱われます。

この説明で、①の下線部は、接待交際費の損金不算入制度の特例を意味します。また、②の下線部は、社外の事業関係者と飲食を伴う面談の場合、法令改定により『1人あたり10,000円以下であれば会議費として扱われます』と変更することになります。